

○笛吹市コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱

平成20年3月25日

告示第35号

(趣旨)

第1条 この要綱は、コミュニティづくりの推進を図るため、コミュニティ施設の整備事業を実施する行政区及びコミュニティ組織に対し、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、笛吹市補助金等交付規則(平成16年笛吹市規則第47号)及びこの要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) コミュニティ施設 地域住民のコミュニティ活動の拠点となる集会機能を持つ地区公民館、集会場及び集落センター(行政区又はコミュニティ組織が所有する施設に限る。)をいう。
- (2) コミュニティ施設整備事業 新築若しくは改築又は増築、修繕若しくはバリアフリー化を行う事業をいう。
- (3) コミュニティ組織 地方自治法第260条の2に規定されている市内の一定の区域に住所を有する者の地縁に基づいて形成された団体をいう。
- (4) 新築 コミュニティ施設を新たに建築することをいう。
- (5) 改築 既存のコミュニティ施設の全部を取り壊した後、再建築することをいう。
- (6) 増築 既存のコミュニティ施設の床面積を拡張することをいう。
- (7) 修繕 既存のコミュニティ施設と一体をなすもの(屋根、壁、床、出入口、トイレ等)の性能及び品質を向上し、又は回復させることをいう。
- (8) バリアフリー化 高齢者、障害者等が安全かつ容易にコミュニティ施設を利用できるようにするために行う、玄関、廊下等の段差解消及び手すりの設置、入り口部分へのスロープの設置等をいう。

(補助の対象及び補助率(額))

第3条 補助の対象及び補助率(額)については、別表のとおりとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金を交付しないものとする。

- (1) この要綱に基づく補助金の交付を受けて新築をした行政区又はコミュニティ組織が、コミュニティ施設の新築を行う場合
- (2) この要綱に基づく補助金の交付を受けて新築若しくは改築をしたコミュニティ施設の改築を行う場合

- (3) この要綱に基づく補助金の交付を受けて新築若しくは改築又は増築、修繕若しくはバリアフリー化を行ったコミュニティ施設で、当該新築若しくは改築又は増築、修繕若しくはバリアフリー化の年度の翌年度から起算して5年を経過しない増築、修繕又はバリアフリー化を行う場合
(補助金の交付申請)

第4条 補助金の交付を受けようとする行政区及びコミュニティ組織の代表者(以下「行政区長等」という。)は、コミュニティ施設整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に申請しなければならない。ただし、同一事業年度に申請できるコミュニティ施設整備事業は、コミュニティ施設ごと1申請とする。

- (1) 事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)(様式第2号)
- (2) 要望事業費財源調書(変更事業費財源調書・実績事業財源調書)(様式第3号)
- (3) 事業費内訳書(変更事業費内訳書・実績事業内訳書)(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類
(補助金交付の条件)

第5条 補助金交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
 - ア 補助事業の内容を変更(軽微な変更を除く。)しようとする場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告して、その指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)に定められている耐用年数に相当する期間(同令に定めのない財産については、市長が別に定める期間)内において、市長の承認を受けないで、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて前号の財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、及び

これら帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(軽微な変更)

第6条 前条第1号アに定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

(1) 設置場所の変更

(2) 補助対象事業費の20パーセントを超える変更

(補助金の交付決定)

第7条 補助金の交付決定はコミュニティ施設整備事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)により行うものとする。

(補助事業の変更)

第8条 行政区長等は、第5条第1号アの補助事業の内容の変更を行う場合には、コミュニティ施設整備事業計画変更承認申請書(様式第6号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)(様式第2号)

(2) 要望事業費財源調書(変更事業費財源調書・実績事業財源調書)(様式第3号)

(3) 事業費内訳書(変更事業費内訳書・実績事業内訳書)(様式第4号)

(4) その他市長が必要と認める書類

2 補助事業の変更承認は、コミュニティ施設整備事業補助金の事業計画の変更承認通知書(様式第7号)により行うものとする。

(状況報告)

第9条 行政区長等は、工事請負に係る契約状況について、コミュニティ施設整備事業工事請負契約報告書(様式第8号)により、報告しなければならない。

(実績報告書)

第10条 行政区長等は、事業完了後1箇月以内又は当該年度の3月31日までのいずれか早い日までにコミュニティ施設整備事業費補助金実績報告書(様式第9号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)(様式第2号)

(2) 要望事業費財源調書(変更事業費財源調書・実績事業財源調書)(様式第3号)

(3) 事業費内訳書(変更事業費内訳書・実績事業内訳書)(様式第4号)

(4) 添付書類

ア 領収書の写し

イ 完成写真(着工前・施工中・施工後の様子がわかるもの)

ウ その他参考となるもの

- 2 市長は、実績報告書の内容を審査し、その内容が適当と認める場合は、補助金を確定し、コミュニティ施設整備事業費補助金確定通知書(様式第10号)により通知するものとする。

(補助金の交付決定の取消し等)

- 第11条 市長は、行政区長等が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、コミュニティ施設整備事業費補助金交付決定取消通知書(様式第11号)により、行政区長等に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、期限を定めて行政区長等にその返還を命ずるものとする。

(補助金の交付)

- 第12条 市長は、事業完了を確認したのちに請求書(様式第12号)による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

(その他)

- 第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月30日告示第52号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和6年3月29日告示第57号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助の対象及び補助率(額)

補助対象事業	補助対象経費	補助率	補助限度額
新築	1 コミュニティ施設の建築に要する経費 2 国、県及び他の補助制度が当該事業の対象となっている場合	補助対象経費(下表に掲げるものを除く。)の2分の1以内 (1,000円未満切捨て)	500万円

	は当該事業に要する経費から補助金を差引いた金額		
改築	1 コミュニティ施設の改築に要する経費 2 国、県及び他の補助制度が当該事業の対象となっている場合は当該事業に要する経費から補助金を差引いた金額		
増築	1 コミュニティ施設の増築に要する経費 2 国、県及び他の補助制度が当該事業の対象となっている場合は当該事業に要する経費から補助金を差引いた金額	補助対象経費(その額が20万円未満の場合及び下表に掲げるものを除く。)の2分の1以内(1,000円未満切捨て)	100万円
修繕	1 コミュニティ施設と一体をなすものの修繕に要する経費 2 国、県及び他の補助制度が当該事業の対象となっている場合は当該事業に要する経費から補助金を差引いた金額		
バリアフリー化	1 コミュニティ施設のバリアフリー化に要する経費 2 国、県及び他の補助制度が当該事業の対象となっている場合		

	は当該事業に要する 経費から補助金を差 引いた金額		
--	---------------------------------	--	--

補助対象外経費

①用地費及び補償費 ②用地造成費 ③解体撤去費 ④外構工事費 ⑤設計及び測量試験費 ⑥家具、電気機器、ガス機器、家庭用品及び事務用品 ⑦事務費

様式第1号(第4条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

行政区名等
申請者 住 所
氏 名
電 話 番 号

コミュニティ施設整備事業費補助金交付申請書

年度において、コミュニティ施設整備事業を実施したいので、コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第4条の規定により、次のとおり関係書類を添えて申請します。

1 交付申請金額 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)(様式第2号)
- (2) 要望事業費財源調書(変更事業費財源調書・実績事業財源調書)(様式第3号)
- (3) 事業費内訳書(変更事業費内訳書・実績事業内訳書)(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第2号(第4条、第8条、第10条関係)

事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)

地 区 名					
事 業 主 体					
管 理 運 営 主 体					
施 設 の 名 称					
設 置 場 所					
事 業	☐ 新設 ☐ 改築 ☐ 増築 ☐ 修繕 ☐ バリアフリー化				
事業実施期間	年 月 日から 年 月 日				
総 事 業 費	円		補助対象事業費	円	
事業用地	面 積	m ²			
		☐ 取 得 済			
		☐ 取得予定	契約予定日 年 月 日		
		☐ 借 地	契約相手 ☐ 市町村 ☐ 個人 ☐ その他()		
		☐ 借地予定	契約予定日 年 月 日		
		契約予定相手 ☐ 市町村 ☐ 個人 ☐ その他()			
建物	構 造				
	建築面積	m ²			
	延床面積	m ²			
事業の目的及び主な利用計画(事業の効果)					

(注)

- 1 変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。
- 2 事業実績書の場合、総事業費、補助対象事業費、事業用地面積、建物建築面積及び建物延床面積に変更があるときは、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第3号(第4条、第8条、第10条関係)

要望事業費財源調書
(変更事業費財源調書・実績事業財源調書)

単位：円

区分		事業費	財源内訳			
			県等補助金	市補助金	自己負担金	その他
補助対象事業						
	計					
補助対象外事業						
	計					
合計						

様式第4号(第4条、第8条、第10条関係)

事業費内訳書
(変更事業費内訳書・実績事業内訳書)

事業区分		費目	数量	金額(円)	備考
補助 対象 事業					
	計				
補助 対象 外 事業					
	計				
合計					

様式第5号(第7条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



コミュニティ施設整備事業費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあったコミュニティ施設整備事業補助金については、コミュニティ施設整備事業補助金交付要綱第7条の規定により次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

1 交付決定額

円

2 交付の条件

- (1) 補助事業の内容を変更、中止又は廃止しようとする場合は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。
- (2) 補助事業が予定期間内に完了しない場合又は遂行が困難になった場合は、市長に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 補助事業により取得した財産は、市長の承認を受けずに、補助の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。
- (4) 市長の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることがある。
- (5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれら帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。
- (7) 補助事業の事業運営、経理の状況を調査し、不適当と認めたときは、当該補助金の全部又は一部の返還を命ずる。

様式第6号(第8条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

行政区名等
申請者 住 所
氏 名
電 話 番 号

コミュニティ施設整備事業 事業計画変更承認申請書

年 月 日付け第 号により補助金交付の決定を受けたコミュニティ施設整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるようコミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第8条の規定により、関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- (1) 事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)(様式第2号)
- (2) 要望事業費財源調書(変更事業費財源調書・実績事業財源調書)(様式第3号)
- (3) 事業費内訳書(変更事業費内訳書・実績事業内訳書)(様式第4号)
- (4) その他市長が必要と認める書類

様式第7号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



コミュニティ施設整備事業補助金の事業計画の変更承認通知書

年 月 日付けで申請のあった、コミュニティ施設整備事業補助金の事業計画の変更については、申請のとおり承認します。

記

変更計画に係る補助金の交付決定額は、次のとおりとする。

交付決定額	増減額	変更交付決定額
円	円	円

様式第8号(第9条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

行政区名等
報告者 住 所
氏 名
電 話 番 号

コミュニティ施設整備事業 工事請負契約報告書

年 月 日付け第 号により、補助金交付の決定を受けたコミュニティ施設整備事業の請負工事契約について、コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第9条の規定により報告します。

地 区 名				
事 業 主 体				
補助金交付決定日		年 月 日		
	工 事 名			
	契 約 日	年 月 日		
	工 事 場 所	笛吹市		
	工 期	年 月 日～ 年 月 日		
	請 負 金 額 (消費税込み)	円		
	入札等執行者	☐ 事業主体(市又はコミュニティ組織)が実施 ☐ その他 ()		
	契 約 方 法	☐ 一般競争入札(参加業者数： 社) ☐ 指名競争入札(指名業者数： 社/参加業者数 社) ☐ 随意契約 ☐ (見積り依頼者数： 社/見積り徴収者数： 社) ☐ (単独随意契約)		
	設 計 価 格	円		
	予 定 価 格	円		
	業 者 名	入札価格(見積価格)(円)	結果	備考

添付書類

- (1) 契約書の写し
- (2) 単独随意契約の場合は、その理由を記した書類

様式第9号(第10条関係)

年 月 日

笛吹市長 様

行政区名等
申請者 住 所
氏 名
電 話 番 号

コミュニティ施設整備事業費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金の交付決定を受けたコミュニティ施設整備事業が完了したので、コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第10条の規定により、次のとおり関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 事業計画書(変更事業計画書、事業実績書)(様式第2号)
- (2) 要望事業費財源調書(変更事業費財源調書・実績事業財源調書)(様式第3号)
- (3) 事業費内訳書(変更事業費内訳書・実績事業内訳書)(様式第4号)
- (4) 添付書類
 - ア 領収書の写し
 - イ 完成写真(着工前・施工中・施工後の様子がわかるもの)
 - ウ その他参考となるもの

様式第10号(第10条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



コミュニティ施設整備事業費補助金確定通知書

年 月 日付けの補助事業実績報告書を審査した結果、当該コミュニティ施設整備事業に対する補助金として次のとおり確定します。

補助金交付確定額

円

様式第11号(第11条関係)

第 号
年 月 日

様

笛吹市長



コミュニティ施設整備事業費補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあったコミュニティ施設整備事業費補助金について、(全部・一部)を取り消したので、笛吹市コミュニティ施設整備事業費補助金交付要綱第11条第2項の規定により、次のとおり通知します。

- 1 交付決定取消年月日 年 月 日
- 2 交付決定額 円
- 3 取消後の交付決定額 円
- 4 取消しの理由

様式第12号(第12条関係)

請 求 書

金 円

ただし、 年 月 日付け第 号により確定を受けた、コミュニティ施設整備事業補助金として、上記金額を請求する。

年 月 日

笛吹市長 様

行政区名等
請求者 住 所
氏 名
電 話 番 号

口座振込先

金融機関名	銀行・組合・農業協同組合	支店・支所
口座種別	普通	当座
口座番号	NO	
口座名義人		